

大阪労働局発表
平成28年8月17日

【担当】
大阪労働局職業安定部雇用保険課
電話 06-4790-6320

報道関係者 各位

河内長野公共職業安定所における書類の誤交付について

大阪労働局（局長 苧谷 秀信）は、河内長野公共職業安定所（所長 村田 憲司）における個人情報を含む書類の誤交付について、下記のとおり事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

河内長野公共職業安定所（以下「河内長野所」という。）において、Aさんの支給台帳全記録照会（以下「支給記録」という。）をB事業所に誤って交付するという事案が発生した。

支給記録には、Aさんの氏名、生年月日、住所、電話番号、口座番号、失業等給付の支給額等の個人情報が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成28年8月3日、失業認定に来所したAさんの対応をしていた職員Cが、Aさんの支給記録等の印刷を行ったが、出力したはずのプリンタから支給記録が見当たらなかった。

職員Cは印刷ボタンを押し忘れていたと誤認し、周囲の職員に声をかけるなど、支給記録の所在を確認しなかった。

同日、同時刻にB事業所が持参した高年齢雇用継続給付支給申請書（以下「支給申請書」という。）36件を職員Dが受付し、次回分の支給申請書の印刷を行った。印刷した次回分の支給申請書の中にAさんの支給記録が紛れ込んでいることに気づかず、書類の内容を確認しないままB事業所へ交付した。

- (2) 同月4日、B事業所の担当者から、昨日受け取った支給申請書の中にAさんの支給記録が紛れ込んでいたとの電話連絡を受けた。

- (3) 同日、河内長野所次長及び雇用保険課長がB事業所を訪問し、Aさんの支給記録であることを確認した。経過の説明及び謝罪を行い、誤交付したAさんの支給記録を回収した。
- (4) 同日、河内長野所次長及び雇用保険課長がAさんの自宅を訪問し、経過説明及び謝罪を行うとともに、再発防止を徹底する旨を伝え、Aさんから了承を得た。

3 発生原因

- (1) 職員Cは、連続印刷物への紛れ込み等の発生可能性への意識が低く、書類が見当たらない場合に周辺の職員へ声をかけるなどの基本動作を行っていなかったこと。
- (2) 職員Dが、支給申請書を交付する際に1枚ずつ確認する基本動作を怠ったこと。

4 再発防止策

- (1) 河内長野所においては、8月5日に幹部会議を開催し、所長から漏えい事案について事実経過を説明のうえ、再発防止に向けた基本動作の徹底を指示するとともに、同日、全職員・相談員を集め、所長から漏えい事案について説明し、
 - ① 書類交付時、1枚ごとの読み上げ確認をする。
 - ② 印刷した書類の所在を確認する。(直ちに取りに行く、1枚ずつ確認する、見当たらない場合は周辺に声掛けをする。)
 - ③ パソコン画面、プリンタ及び相談カウンター等に注意喚起文を掲示する。
また、来所者からの質問等への対応は、パソコン画面を見て口頭で行うことを原則とし、これが出来ない場合のみ必要な情報を印刷することについて改めて徹底するように指示を行った。
また、職員の焦り防止対策として、来所者の見やすい位置に「書類確認のためにお待たせする場合があります」旨の文書を貼り出すこととした。
- (2) 大阪労働局においては、同月15日に管内の労働基準監督署、公共職業安定所に対して、個人情報の記載された書類の確認及び取扱いの徹底について指示を行った。